

決議案第 2 号

(和光市議会)

松本武洋前市長に対する非難決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月21日

和光市議會議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議會議員

吉田 武司

賛成者 和光市議會議員

伊藤 妙子

齋藤 幸子

松本武洋前市長に対する非難決議

公権力の行使に当たる公務員であった東内京一元職員が相手方及びその配偶者の金銭を横領及び窃盜したことによる損害について、相手方から和光市に対して国家賠償法第1条第1項に基づいて損害賠償請求された「さいたま地方裁判所令和4年（ワ）第1091号の国家賠償請求事件」に関して、損害賠償額48,700,000円で和解する旨の議案が市から上程された。

柴崎市長は本国家賠償事件について、元職員が個人的に職務外に行った行為であるものであります家賠償法の要件に該当しないとの考え方で応訴したが、第1回目の和解案で市の主張が間違っていたことを認め、和解案を受け入れることを意思決定した。

国家賠償法第1条第2項に基づく求償権を元職員に対して行使することを検討しているが、松本武洋前市長に対しては、任命責任者として管理監督の責任はあるが、故意または重過失にあたらないため求償は求めず、前市長自身の判断で責任を取るべきものであると述べている。

一方、前市長は元職員の不祥事に伴う自戒処置として、令和2年4月1日から同6月30日までの間、市長の給料の月額を10分の2減額したが、これは元職員による不祥事が発生してしまったことに対する自戒処置であり、これで全責任をとったということではなく公判の結果、第三者委員会での調査結果がまとまり次第、事件の全容、原因が明らかになり、再発防止策が整った上で自身の責任も明らかにすると述べていた。

しかし、令和3年5月8日に一連の職員不祥事の責任を取るとして公判の結果も第三者委員会の調査結果も出る前に辞職している。

和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者委員会の調査報告書によると、東内京一元職員は大声で部下や外部の事業者を叱責したり、指示を恣意的に翻したりすることが日常的であったという証言がある。このため、多くの職員は萎縮し、元職員の顔色を伺いながら業務を実施せざるを得ない状況下にあったと記されている。

そのような状況を放置した前市長は自らその任命責任及び管理監督責任を認め、自身の判断で責任を取るべきである。また、我々市民の税金で賠償金を支払うこととなることについて、改めて市民に対し謝罪するべきである。

前市長は、市長在職時の職責に鑑み、市政執行の最高責任者としてその責任を免れることはできない。事件の全容、原因も明らかになっていない中、再発防止策を講ずることもないまま、自身の責任も明らかにせず、不祥事の責任を取るとして辞職し、次期市長選にも立候補しなかったことは、市民や市職員の期待を裏切ったものであると言わざるを得ない。

よって、和光市議会は、松本武洋前市長を非難するとともに、自身の判断において責任を取ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月21日

埼玉県和光市議会